

納本制度審議会答申「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」の骨子

- 1 納本制度にネットワーク系電子出版物を組み入れることは、納本制度の根幹的要素に照らし困難な問題が生じる等の理由により、収集は別の制度による必要がある。
- 2 答申の示す制度の骨格は、次のとおり。

(1) 収集範囲

館の任務である国会議員の職務遂行の補佐等のために必要な公表されたネットワーク系電子出版物を収集し、内容による選別をしない。

(2) 収集方法

言論の萎縮のおそれ^(注)に配慮し、事前公告により一定期間の固定拒否の申出を認め、固定拒否の申出のないネットワーク系を館による複製又は発信者からの送信により収集すること。

(3) 著作権の問題

収集のために複製権を法律により制限することが不可欠。また、利用時の複製、公衆送信等の権利についても法律による制限が必要な場合が多い。

(4) 損失補償

従来 of 出版物と同様な利用態様（館内閲覧、プリントアウト提供等）にとどまれば憲法上の損失補償は不要。

損失（得られたであろう利益）は、無償アクセスのネットワーク系電子出版物については生じない。

3 制度化する場合の留意事項等

実際の制度は、この答申で示した骨格に従って館が判断して構築し、ネットワーク上の言論の問題に留意しつつ、必要な資源の確保に努めて段階的に実施していくことを期待する。

(注) ネットワーク系電子出版物の発信者にとって、国が固定し利用に供することは通常予想するところを超えるので、意見の公表を差し控える者が現れるおそれもあるということ。納本制度審議会の前身である納本制度調査会答申（平成 11 年 2 月 22 日）において指摘された。